

議案第47号

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例案

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和7年7月11日提出

守口市長 瀬 野 憲 一

記

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（令和6年守口市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第3条まで 略 (布設工事監督者の資格) 第4条 略 (1)から(10)まで 略 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) <u>第34条第1項</u> 及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (水道技術管理者の資格) 第5条 略 (1)から(7)まで 略 (8) 建設業法施行令 <u>第34条第1項</u> 及び第2項の規定によ	第1条から第3条まで 略 (布設工事監督者の資格) 第4条 略 (1)から(10)まで 略 (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号) <u>第37条第1項</u> 及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (水道技術管理者の資格) 第5条 略 (1)から(7)まで 略 (8) 建設業法施行令 <u>第37条第1項</u> 及び第2項の規定によ

る土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	る土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であって、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。